# 高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設

(法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する 政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令 第3条)

### 規制改革の内容

#### 特例措置前

学歴や職歴、年収などをポイント化した項目に基づき、合計した点数が70点以上となる人材に、出入国管理上の優遇措置を受けられる在留資格「高度専門職」を付与

## 特例措置

地方公共団体が認定する事業の対象企業 等に就労する外国人についてはボーナスポイントとして10点を加算

## 効果

当該区域における高度外国人材の就労の 促進

## 規制改革の概要

東京都で就労する人材(高度専門・技術分野)の場合

学歴	修士号	20点
職歴	10年	20点
年収	480万	O点
年齢	34歳	10点
ホーナス	日本語能力 試験(N2)	10点



東京都認定事業の対象企業への就労

10点



合 計

70点

⇒在留資格 「高度専門職」に!